

○特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準

(平成二十八年三月三十日)

(文部科学省告示第六十四号)

改正 令和 四年 九月三〇日 文部科学省告示第一三〇号

同 五年二月一五日 同 第一三九号

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第三百三十五条第五項において準用する第百条の二第一項第二号の規定に基づき、特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を次のように定める。

特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 教育課程等(第二条―第五条)

第三章 教員(第六条・第七条)

第四章 施設(第八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則第百三十五条第五項において準用する第百条の二第一項第二号の規定により、特別支援学校の高等部の専攻科のうち、その課程を修了した者が大学に編入学することができるもの(以下「専攻科」という。)の課程の基準については、この告示の定めるところによる。

第二章 教育課程等

(単位の授与)

第二条 専攻科の課程においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、特別支援学校の定めるところにより、審査、試験その他の特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第三条 専攻科の課程における各授業科目の単位数は、特別支援学校において定める。

2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(令四文科告一三〇・一部改正)

(授業の方法)

第四条 専攻科は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う授業で、同時かつ双方向に行われるものであつて、当該専攻科において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものを、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

(専攻科における全課程の修了要件)

第五条 専攻科における全課程の修了の要件は、当該専攻科に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

第三章 教員

(専攻科の教員数)

第六条 専攻科の課程における教員の数は、別表に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員(本務として当該専攻科における教育に従事する教員専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条において同じ。)又は一の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条において同じ。)でなければならぬ。ただし、当該基幹教員の数は三人を下回ることができない。

3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数(以下この条において「必要基幹教員数」という。)の四分の三以上は、本務として当該専攻科における教育に従事する教員とする。

4 必要基幹教員数に、本務として当該専攻科における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専攻科における一の学科についてのみとする。

5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専攻科ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専攻科における複数の学科において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

(令五文科告一三九・一部改正)

(教員の資格)

第七条 専攻科の教員は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。

- 一 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条の二(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。))に規定するものに限る。(を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の

修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となるもの

二 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)第四十一条第一号から第五号までに該当する者

三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四章 施設

(校舎等)

第八条 専攻科を置く特別支援学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

ニ 専攻科を置く特別支援学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (令和四年九月三〇日文科省告示第一三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

附則 (令和五年一二月一五日文部科学省告示第一三九号)

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

別表 専攻科の課程に係る教員数(第六条関係)

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
医療に関する学科、理学療法に関する学科、農業	三十人まで	3
に関する学科、工業に関する学科、理容・美容	三十一人から七十五人まで	5 + 15 20 20 + 30 50

<p>関する学科、歯科技工に関する学科、産業一般に七十六人から二百二十五人まで 関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科のうちこれらに類する学科</p>	<p>二百二十六人以上</p>	$\begin{array}{r} 3 + \text{収容定員} - 75 \\ 18.75 \\ 4 + \text{収容定員} - 225 \\ 22.5 \end{array}$
<p>普通科並びに家庭に関する学科、音楽に関する学科、商業に関する学科、美術に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科のうちこれらに類する学科</p>	<p>三十人まで 三十一人から七十五人まで 七十六人から百五十人まで 百五十一人以上</p>	$\begin{array}{r} 3 \\ 3 + \text{収容定員} - 30 \\ 15 \\ 3 + \text{収容定員} - 75 \\ 18.75 \\ 0 + \text{収容定員} - 150 \\ 22.5 \end{array}$

備考 この表の算式中収容定員とあるのは、学科ごとの収容定員をいう。